平成２３年（フ）第５９号
新潟県妙高市工団町２番７号　アルカディア元町201号室、前住所新潟県妙高市大字上堀之内106番地
債務者　吉越美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７２号
茨城県高萩市大字安良川272番地の100
債務者　畠山　郁子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８０号
茨城県高萩市本町３丁目136番地　東陽マンション106号
債務者　鈴木美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２０１号
茨城県筑西市女方61番地82　川島コーポ107
債務者　戸松千枝子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０２号
茨城県常総市本豊田1194番地11　つくばルミエールＣ棟103
債務者　鈴木　貞次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０３号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1303番地２　雇用促進住宅１号棟―404
債務者　佐藤　博徳
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０７号
茨城県結城市新福寺３丁目13番地２
債務者　山﨑　良知
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０８号
茨城県結城市新福寺３丁目13番地２
債務者　山﨑ヒデ子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０９号
茨城県古河市中田2231番地17
債務者　吉田　栄一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１０号
茨城県下妻市下木戸404番地
債務者　須藤　静雄
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１１号
茨城県下妻市下木戸404番地
債務者　須藤　たき
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１７号
茨城県結城郡八千代町大字塩本225番地２、前住所茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋6295番地
債務者　青木真砂代（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１８号
茨城県筑西市稲野辺564番地　ファミールハイツＢ201
債務者　宮本　　靖
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２２５号
茨城県結城市新福寺３丁目17番地２
債務者　岩田　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２２７号
茨城県常総市水海道栄町2648番地３
債務者　古矢　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３４号
茨城県古河市諸川1862番地９
債務者　臼倉　直美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３５号
茨城県坂東市幸田1485番地９
債務者　山崎　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３７号
茨城県結城市大字結城7020番地１
債務者　小島　　明
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部